

「ほうりつのがっこう2018」 を開催しました

法教育委員会

平成30年3月28日、「ほうりつのがっこう2018」を開催しました。本企画は、小学生に弁護士の仕事を知ってもらい、また、法的な考え方を身に付けてほしいという考えから実施しており、本年度で3回目の開催となりました。

午前の部(参加者24名)では、「弁護士の仕事場に行ってみよう」と題して裁判傍聴及び法律事務所訪問を行い、午後の部(参加者20名)では、「この人が犯人?～みんなで考えてみよう」と題して模擬裁判の実演及び評議を行いました。

終了後に行なったアンケートでは、多くの小学生が、弁護士の印象について、以前より身近に感じた旨を回答しました。また、今回初めて実施した模擬裁判についても、「みんなで話し合うのが楽しかった」「たくさんの意見が出た」「いろいろ考えることができた」などの感想があり、概ね好評をいただきました。

以下、午前の部及び午後の部の様子について、担当委員からご報告します。



午前の部～裁判傍聴～

島袋博之委員

1 裁判傍聴

「ほうりつのがっこう」午前の部では、参加された皆さんと一緒に、実際の刑事裁判を傍聴しました。その後にかかれた、弁護士への質問コーナーの時間では、裁判について、皆さんの色々な感想をお聞きすることができました。

2 刑事裁判の傍聴

この日、私が引率したグループが傍聴した裁判は、覚せい剤事犯の判決と、窃盗事件の審理手続(第2回公判期日)の2つでした。

裁判所に行くことが初めての生徒さんもいらっしやり、はじめは緊張した様子で傍聴されていました。しかし、裁判手続が進むにつれ、裁判長や検察官・弁護人の話をしっかり聞き取ろうと耳を傾け、被告人の様子をまっすぐな目で見られていました。

裁判長が、刑事裁判についての説明をしてくれると聞いた、幸運なグループもあったようです。

3 弁護士への質問コーナー

弁護士への質問コーナーでは、私たち弁護士が、実際に傍聴した事件について説明した後、参加した皆さんのざっくばらんな意見・感想を聞くことができました。

私たちグループが傍聴した上記2つの事件では、犯罪事実についての立証はすでに終了していました。そのため、生徒さんには事件の概要が分かり辛いのではないかと危惧していました。

しかし、生徒さんたちは、被告人質問の中で出たキーワードを的確に記憶しており、事件の概要をちゃんと把握していました。また、執行猶予という制度を理解して、説明できる生徒さんまでいました。私が子どもだった頃より、皆さんはるかに優秀で、鋭く裁判を見学されているのに驚きました。

4 さいごに

裁判という日頃馴染みのない世界を、純粋でまっすぐな眼差しで見つめる子どもたちが印象的でした。生徒さんたちにとって、普段の学校では学べないことを経験する、貴重な機会になったのではないのでしょうか。また、私自身にとっても、彼らの純粋な眼差しに恥じることのない弁護士とやらなくてはと、大変勉強になるプログラムでした。



午前の部～法律事務所訪問～

柴山慶太委員

今日の生徒は5年生と6年生の男子。保護者なしで参加、なかなか積極的だ。

「事務所はここです。」

事務員さんが歳とか聞いて、緊張をほぐしてくれる。

「ここは打合せをするところね。奥の席にどうぞ。2人は、将来どんな仕事をしたいの?」「まだ考えてる。」

そうか…『弁護士』とか、せめて『検事』とか言ってほしかったが、まあまだ小学生だ、仕方がない。さて、弁護士といえば刑事事件のイメージだろうから、まずは刑事事件の流れを説明。

「さっき見た裁判の流れは、こんな感じね。被告人に名前とか聞いた後、黙秘権があるって説明があったでしょ。なんでだと思う?」

まあ、返事、困るわな。憲法なんかちょっと説明して、話を進めた。

「で、これが裁判で、その前の手続も言っとくと、まず最初に逮捕されてるんだよね。逮捕はよく、ドラマとかで聞くでしょ。」

うなずいている。

「でも逮捕は、最大72時間しかできないので、その次に裁判所が、勾留っていう、捕まえる状態を継続する決定をするのね。これで10日とか、20日とか、警察にいることになる。その時に、取調べがあるのね。ヒーロー、見た?きむたくの。」「見てない。」

…あ、そうか、彼らにとっては、ヒーローももう古いのね。

「99.9は見た?今テレビでやってるやつ。」「もう終わった。」「あ、そうか。」

お、これは見ていた。ドラマは司法に興味を持つ1番

のきっかけだと思う。

「このおじさん(同僚の藤原)、高裁で無罪とれたんだけど、それはこんな事件でね。」

事件の話をする。さっきは退屈そうに聞いていたけど、具体的な話は興味津々。

帰りに僕の席を見てもらって終わり。片付けの悪い見本になったかも…

午後の部～模擬裁判・評議～

板谷直樹委員

午後は、委員が演じるひたたくり事件の模擬裁判を見てもらい、各班に分かれて評議を体験してもらいました。メモをとりながら、みんな真剣に模擬裁判を見てくれました。

評議のポイントは、犯人の体格についての証言と被告人の体格について、犯人が乗っていた自転車と被告人所有の自転車について、現場に落ちていた被告人名義の交通ICカード等が入ったパスケースをどう考えるか、の3点でした。

証言と被告人の身長とが10cmも違うから人違いでは?いや、犯人は自転車に乗っていたから正確な身長は分からないのでは?証言と被告人所有の自転車とは色が違うから別物では?いや、光の当たり方によっては証言のように見えるのでは?犯人だったらパスケースを失くしたと警察に届け出ないのでは?いや、犯人だからこそ気付いてから10日間も空けて、もう大丈夫と思って届け出たのでは?いやいや、被告人は普段は電車に乗らないから10日間空いてもおかしくないのでは?

などなど、各班で色々な意見が出ていました。出してくれた意見に対して「どうしてそう思うのかな?」と問うと、体験から「こういう風に見えることもある!」とか「普通だったらすぐ届け出ると思う。」など、まさに経験則を用いて推認するという考え方をしてもらいました。

模擬裁判・評議のあとは弁護士に対する質問コーナーがありました。条文は全部覚えているの?どれくらい稼いでいるの?弁護士になるにはどうしたらいいの?バッチは失くしたらどうするの?法律ってどれくらい昔からあるの?などなど、たくさんの質問をいただき、法律や弁護士の仕事に興味を持ってもらっていました。

最後に、金井副会長(当時)から参加者一人一人に修了証書とグッズの授与がありました。笑顔で証書を受け取る姿を見て、こちら嬉しい気持ちになりました。